

大和市環境審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月18日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第21号

大和市環境審議会規則の一部を改正する規則

大和市環境審議会規則（平成10年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 市長が行う公募に応じた市民
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 環境の保全及び創造に関し学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。